

日本国憲法 2010 期末試験問題解答例¹

作成: 2017 年度入学文一 16 組 岡田 忠志

ryuugaku.denden@gmail.com

A (短答)

- ①固有の ②権利の保障 ③権力の分立 ④立憲 ⑤高次法の中世法優位の ⑥自然権
⑦国政 ⑧正統性 ⑨最終決定権 ⑩被治者 ⑪社会 ⑫中間 ⑬個人 ⑭結社 ⑮家庭
⑯婚姻 ⑰立法 ⑱表現 ⑲幸福追求 ⑳包括的

B (論述²)

- 2 戦争観の変化と日本国憲法の規定³の関係を指摘したうえで、自衛戦争の可否と交戦権の内容を論ぜよ。

中世、神の意思を実現するための正義の戦争だけが許されるとする正戦論が唱えられたが、近代主権国家体制が確立すると無差別戦争観が支配的となり、やがて第一次世界大戦につながった。しかし、戦争の惨禍への反省から、不戦条約で侵略戦争を禁止、第二次世界大戦後には国連憲章であらゆる武力行使が原則違法とされ、さらに日本国憲法の 9 条は戦力の不保持と交戦権否認を定めた点で徹底した平和主義をとっている。

そして、「国際紛争を解決する手段として」(9 条 1 項)の戦争とは、国際法上の通常用語例に従い、侵略戦争と解するところ、1 項は自衛戦争を許容していると解されるが、「前項の目的を達するため」(2 項)とは、戦争を放棄するに至った動機を一般的に示すものであり、第 2 項は一切の戦力の保持を禁止したものと解される結果、9 条全体で自衛戦争も放棄されることになる。

「交戦権」(2 項)とは、国際法上の通常用語例に従い、敵国領土の占領、船舶の臨検・拿捕、あるいは敵国兵力の破壊を行う権利など、交戦国に認められている諸権利のことをいうと解する。(450 字)

- 5 (政教分離原則⁴)

¹ 本ファイルは自由に再配布して良いです。

² 1, 3, 4 につき省略

³ 9 条

I 「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

II 「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

⁴ Cf. 津地鎮祭事件判例

政府と宗教の関係の主要形態として、①国教承認型、②政教同格型、③厳格分離型の三類型がある。①では、国教制度を建前としつつ他の宗教に広範な宗教的寛容を認める。②では、政府と宗教団体を分離させながら、各々固有の領域において独立であることを認め、競合事項については和親条約⁵に基づき処理する。③では、国家と宗教を厳格に分離し、相互に干渉しない。

日本は③に属して政教分離原則を採用しており、具体的には、政府の当該行為の①目的が宗教的意義を持ち、かつ、②その効果が特定の宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかという最高裁の目的・効果基準に基づいて、かかる基準を満たせば右原則違反と判定されている。(307 字)

⁵ コンコルダート